

資料 英米判例研究 (19)

児童への性的虐待に起因する身体傷害 訴訟と出訴期限

早稲田大学英米判例研究会
(代表 矢頭 敏也)

はしがき

- 第1 幼少女期に受けた性的虐待に起因して後に生じた身体傷害を理由とする訴訟，すなわち，故意による身体に対するトレスパス訴訟は，出訴期限法が定める特例の範囲外であって，訴権は通常の出訴期間の満了により消滅するとした事件(スタビングズ対ウェップ事件貴族院判決)
 - 1 本件の事実関係および訴訟提起に至るまでの原告側の事情ならびに第一審および控訴院判決
 - 2 当事者（最終上訴）の主張
 - 3 貴族院における争点および判決
 - 4 判決の要旨
- 第2 解説
 - 1 出訴期限法についての概説
 - 2 スタビングズ事件判決の理論構造
 - 3 評釈
 - 4 おわりに

は し が き

この判例研究は，早稲田大学大学院法学研究科において私が担当する英米法講義の中で取り上げた判例を対象として行なわれたものである。

本稿は，参加した諸君それぞれが行なった報告および討議を素材とし，資料

として役立たせることを目的として、スタビングズ対ウェブ事件判決の概要を紹介し、さらに、この事件判決を論評する法律雑誌のコメントに主として基づく解説を加えたものである。比較法研究所助手佐野隆君が全体をとりまとめた原稿に、最後に矢頭が目を通して作成された。なお、原稿整理などのため英米法専修院生勝田卓也君の協力を得た。

ところで、この判例研究における中心課題である英米法における出訴期限 (limitation of actions) については早くから関心を持っていて、本誌の「英米判例研究」においても、出訴期限を争点 (多くは先決事項) に含む判例、特に不法行為判例をいくつか取り上げてきた。そのほかにも、わが国におけるじん肺訴訟における請求権の消滅時効の問題に関連して、『じん肺訴訟と出訴期限—イギリスの立法と判例を中心に』(佐野隆君と共著、法律時報、61巻13号、1989年)を發表した。そして、その「結び」の末尾に、「そして、イギリスにおいては、身体傷害事件においては、原告の利益をより重視する立場〔補：被告の利益とのバランスをとるに当たっての意味で〕がとられていると言ってよいであろう。」と書いた。しかし、その言葉は、その論文で扱ったじん肺訴訟については言いえても、すべての身体傷害事件にあてはまるわけではなかった。実の所その時には、今ここで取り上げている問題は念頭にはなかったのである。

したがって、この判例研究の主題になっている問題が私の目の前に現れたのは上記論文の發表后、すなわち、1990年2月23日に第一審判決が下された、今ここで取り上げる *Stubbings v. Webb* 事件が報告されてからである。児童、子供に対する虐待、とりわけ、世界各地にありながら隠されていた子供とくに幼少女に対する性的虐待の被害者らが次々と声をあげ、問題追及の機運がアメリカにおいて高まったのは、1980年代であったといわれる。ちなみに、日米英の専門家が出席して日本初の国際シンポジウム「児童虐待への挑戦」が東京で開催されたのは1994年秋のことであった。

ところで、上記の子供に対する性的虐待からかなりの時間が経過してから発生する身体傷害、重い後遺症などを理由として提起される不法行為訴訟の前に立ちちはだかるバリアーの一つが、複雑なテクニックを含む出訴期限法である。前に述べたように、じん肺訴訟においては、原告の利益に機能したイギリスの出訴期限法が、本稿で取り上げた事件においては、一、二審における原告勝訴の判決を、最終審の貴族院をして破棄させるという結果を生じさせたのである。

この判例研究は、上記のような状況をも視野に入れて出訴期限法の研究を進

める端緒としようとしたものである。

（矢頭敏也）

第 1 幼少女期に受けた性的虐待に起因して後に生じた身体傷害を理由とする訴訟，すなわち，故意による身体に対するトレスパス訴訟は，出訴期限法が定める特例の範囲外であって，訴権は通常の出訴期間の満了により消滅するとした事件

Stubbings v. Webb

第一審 高等法院 1990年2月23日判決（原告勝訴。第1，第3被告につき）。

上訴審 控訴院民事部 1991年3月27日判決（上訴人（第1，第3被告）の上訴棄却）。[1992] Q. B. 197； [1991] 3 W. L. R. 383； [1991] 3 All E. R. 949.

最終上訴審 貴族院 1992年12月16日判決（上訴人（第1，第3被告）の上訴認容）。[1993] A. C. 498； [1993] 2 W. L. R. 120； [1993] 1 All E. R. 322.

1 本件の事実関係および訴訟提起に至るまでの原告側の事情ならびに第一審および控訴院判決

(1) 事実関係および訴訟提起に至るまでの原告側の事情

(i) 事実関係

本件の原告（被上訴人）スタビングズは，1957年1月29日に出生した女性であり，ほぼ2才の時に，本件の第一被告であるジェームズ・ウェップおよび第二被告であるその妻ジーン・ウェップの下に里子に出され，ちょうど3才の時に同夫妻の養子になった。本件の第三被告であるスティーヴンは同夫妻の長男であり，原告の義兄に当たる。

原告の主張によれば，原告は2才から14才の間に第一被告によって性的虐待を受け，第一被告にそそのかされて猥褻な行為を犯した。これらの性的虐待および猥褻な行為は，完全な性交には至らないものの，深刻なものであった。原告はまた，原告が15才の1972年に第一被告が原告の顔面および胴体を殴り，それによって原告は一度ならず鼻血を出したと主張している。さらに原告は，原告が12才で第三被告が17才の1969年に第三被告は原告に性交を強要したと主張している。原告によれば，この行為は1969年にもう一度繰り返されていた。ただし，両被告はこれらの主張を否定している。原告は，第一被告および第三被告

告を相手取って、未成年の時に受けた性的虐待を原因として成年後に生じたとされる身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。（なお、原告は第二被告を相手取って、身体的暴力および精神的虐待を理由とする請求をなしたが、この請求は第一審裁判官によって退けられ、この決定に対する上訴はなされなかった。）

(ii) 訴訟提起に至るまでの原告側の事情

原告が17才の1974年1月末、原告は家を出て子守として働いた。原告は1975年1月29日に成年に達したが、その後1979年12月18日に、キース・スタビングズと結婚した。原告は男子と女子をもうけたが、結婚は成功せず、1983年3月に離婚した。離婚する前、原告は何人かの医師の診察を受けたが、その診断は様々であった。原告は、1978年に数週間そして1982年にはそれより短い期間精神病院で入院患者として治療を受けた。1982年12月一般開業医は、原告は「養母に恥をかかされ、殴られ、押さえつけられた。…養父は原告と関係した。」と記した。

1984年原告は「家庭内近親相姦」に関するテレビ番組を視聴し、その番組で知った近親相姦緊急相談電話の電話番号に電話をかけ、近親相姦緊急相談グループの運営者と話をした。この時の会話について、原告は以下のように証言している。

「…私は、自分の身に降りかかったこと、そしてその後の人生において現れた精神医学的問題について、徐々に彼に話し始めました。ジョンソン氏は、未成年の時に受けた性的虐待と私の精神医学的問題との間の関係の可能性を私に言いましたが、その時はどうして結び付きがありうるのか私には理解できませんでした。私の理解は、時間の経過と共に深まりましたが、それは非常に漸進的な過程でした。それは、ある日にはその結び付きが分からなかったけれども、次の日には分かったという状態でなかったことは確かでした。」

原告はその後、幼児虐待を専門とする精神科医であるベイカー医師の存在を知り、原告と同医師は1984年9月14日に初めて面会した。同医師の考えでは、同医師はこの診察の際、原告の精神医学的問題が原告が未成年の間に被ったと主張している性的虐待と関係しているかもしれないことを初めて原告に示した。

1985年には原告の精力は、二人の子供の監護権をめぐる前夫との争いに費やされ、監護権は1986年4月に原告に与えられた。その後原告はウェブ家の人々を相手方とする救済について複数の者に相談したが、有効な助けを得られず、

ソリシター協会 (Law Society) の助言により現在のソリシターに相談したところ、現在のソリシターは迅速に行動し、法律扶助を得た直後の1987年 8 月18日には召喚令状 (writ of summons) が発給された。

(2) 第一審および控訴院判決

原告の請求は出訴期限法によって訴権が消滅していないかどうかという先決事項について、トップレイ補助裁判官 (Master Topley) は、原告の訴訟原因は1980年出訴期限法第11条第 1 項の適用範囲内の身体傷害に関する請求であり、適用される出訴期間は、1980年出訴期限法第11条第 4 項および第14条に基づいて、問題の侵害が重大でありかつ被告の行為に帰せしめうることを原告が認識した日から 3 年であると判断した。トップレイ補助裁判官は、本件において原告が訴訟を提起した時にはこの日から 3 年以上過ぎていたとして原告の請求を退けた。

トップレイ補助裁判官の決定を不服として原告は第一審裁判官に上訴した。ポッター第一審裁判官 (Potter J.) は、1980年出訴期限法 (Limitation Act 1980) 第11条および第14条 (条文については、貴族院における「判決の要旨」(後述) 参照。以下同じ。) の下で出訴期間の起算点は、原告が自分が抱えている精神医学的問題と性的虐待との間に因果関係がありうることを認識した1984年 9 月であり、両被告に対する訴訟を遂行することができるという決定を下した。

両被告は第一審裁判官の決定を不服として、控訴院に上訴した。控訴院 (ブラウン-ウィルキンソン副大法官 (Sir Nicholas Browne-Wilkinson V. -C.)、ビンガム控訴院判事 (Bingham L. J.) およびノーラン控訴院判事 (Nolan L. J.) は、以下の理由により全員一致で上訴を退けた。

1980年出訴期限法第11条第 1 項における「義務違反」という文言は、故意によらない身体に対するトレスパスおよび故意による身体に対するトレスパスに基づく身体傷害訴訟を含むので、本件はこの規定の適用範囲内にある。

原告の請求の出訴期間は、(a) 原告が、自分の被った侵害が、責任を争っておらずかつ十分な資力を有する被告を相手取って原告が損害賠償請求訴訟を開始することを正当化するのに十分なほど深刻なものであると考えることが合理的であるという意味において、1980年出訴期限法第14条第 2 項の目的のために「重大な」ものであることを認識し、そして (b) 原告が、その侵害が、義務違反を構成するとされる被告の行為に、すべてまたは一部帰せしめうることを認識しまたは合理的に認識すべき時までは進行しない。すなわち、原告は自分の精神状態が第14条第 2 項の意味における「重大な」侵害を被っていることを1984年 8

月18日以前に十分に認識していたが、原告は1984年9月までは、自分が抱えている精神医学的問題と性的虐待との間に因果関係がありうることを認識していなかった。さらに、精神が損なわれていることによって原告の洞察力が欠如していたこと、そして幼児虐待の精神医学的影響について当時大衆には一般的な認識が存在していなかったことを考慮すれば、第14条第3項の文脈において原告が上の因果関係をもっと早い時期に認識すべきであったと期待することが合理的であったとは考えられない。

両被告は貴族院の上訴許可を得て貴族院に上訴した。

2 当事者（最終上訴）の主張

(1) 上訴人（被告）側の主張

(i) 第一被告

暴行 (assault) および殴打 (battery) という不法行為は、1980年出訴期限法第11条ではなく第2条の適用を受ける。第11条において「ネグリジェンス、ニューサンスおよび義務違反」という文言が用いられているのは、同条の適用を受ける身体傷害訴訟の種類を限定することを意図した。「義務違反」はネグリジェンスおよびニューサンスと同種のものとして解釈しなければならない。「義務違反」が意味しているのは、(a) 身体傷害を引き起こしてはならないという義務があり、そのような侵害が発生して初めて訴えるものとなる場合の不法行為、(b) 侵害の証明に基づいてのみ訴える制定法上の義務違反、または(c) 当該の義務違反が侵害を引き起こすことから成る場合の、傷害を引き起こしてはならないという契約上の義務違反である。これらのいずれの場合においても、出訴期間は、たとえ傷害を引き起こした作為または不作為が傷害の発生よりもずっと前のことであったとしても、傷害の発生までは進行を開始しない。これに対して、例えば暴行、殴打、不法監禁、そしておそらくは悪意訴追または名誉毀損のように、侵害の証明が不法行為の構成要素ではない場合には、出訴期間は不法行為を構成する行為の時点から進行する。

リタング対クーバー事件判決 (Letang v. Cooper [1965] 1 Q. B. 232) は、1980年出訴期限法第11条が暴行および殴打を理由とする訴訟に適用されるということではなく、ネグリジェンスによって引き起こされた身体傷害を理由とする請求は第11条の適用を受けるのであり、何か他のものを装うことによって第11条の適用を回避することはできないということを判示したのである。

しかしながら、もし原告の請求が第11条の適用を受けるなら、第11条第4項第b号および第14条の目的のために関連する認識を原告が得た後3年以内に原告が訴訟を提起したことを原告が証明しなければならない。その基準は、原告の立場におかれた合理的な者であったなら、(仮定の上で)「責任を認めかつ支払能力のある」被告を相手取って訴訟手続を取ることを正当化するほどにその侵害が深刻なものであると考えたであろうか否か、である。本件の事実関係からして、原告はこの基準を満たしていない。

万一原告の請求が第11条の下で出訴期限によって訴権が消滅している場合には、第33条に基づいて第11条の適用を避ける裁判所の裁量権を行使することは原則上間違いであろう。本件訴訟は何ら正当な目的にかなうものではない。すなわち、本件訴訟は、わずかばかりの〔額の損害賠償金の支払を命じる〕判決にさえ応じる資力を持たない被告を相手取って、双方とも公の費用を使って行われているのである。

(ii) 第三被告

第三被告は、1980年出訴期限法第2条の適用に関する第一被告の全主張を援用する。

原告が主張しているレイプは、第14条第2項における「重大な」侵害である。原告は、そのかわりに後に判明した、より深刻な精神的ダメージに焦点を合わせることはできない。

(2) 被上訴人(原告)側の主張

1980年出訴期限法第11条は、原告の請求に適用される(Letang v. Cooper [1965] 1 Q. B. 232)。国会は、1975年出訴期限法および1980年出訴期限法において法のこの文言を捨てるのが適切だとは考えなかった。1980年出訴期限法第11条の解釈の一助としてタッカー委員会(Tucker Committee)の報告書に依拠することはすべて不適切である。何故ならば、(a)制定法の文言が明白であり、(b)同委員会の報告書は国会によって完全には実現されておらず、そして(c)第11条の起源は、同委員会の報告書ではなく、Billings v. Reed ([1945] K. B. 11) 事件判決で解釈されたように、1939年身体傷害(緊急事態規定)法(Personal Injuries (Emergency Provisions) Act 1939) 第3条第1項にあるからである。1980年出訴期限法の目的は、身体傷害を理由とする訴訟とその他の訴訟を区別することである。同法は、故意による行為と故意によらない行為の間に区別をしていない。

変則(anomaly)の存在については、これは出訴期限法において避けること

は出来ない。何故ならば、その基本的概念自体が裁量的だからである。1980年出訴期限法第11条は、請求される損害賠償金が、身体傷害に関する損害賠償金から成り、またはかかる損害賠償金を含んでいる場合には、義務違反を理由とするすべての損害賠償請求訴訟に適用される。「義務違反」という表現は、暴行を含むほどに広範なものである（*Kruber v. Grzesiak* [1963] V. R. 621）。

3 貴族院における争点および判決

(1) 争点

過去に受けたと主張されている性的虐待を原因として後に生じた身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟が、1980年出訴期限法第11条第1項の適用範囲内にあるのか。すなわち、故意による身体に対するトレスパスは同項における義務違反という文言に該当するのか。

(2) 判決

争点につき消極的判断（全員一致）。

上訴認容（被告勝訴）。

貴族院は、1992年10月12、13日の2日間審理を行った後、12月16日に判決を言い渡した。判決は5人の裁判官（Lord Templeman, Lord Bridge of Harwich, Lord Griffiths, Lord Ackner, Lord Slynn of Hadley）によって下された。

4 判決の要旨

グリフィス判事（Lord Griffiths）（他の4人の裁判官は、この判決に、その理由を含めて、同意した。）

原告は1993年1月29日に36才になる。本院における問題は、原告が2才から14才の間に養父によって性的に虐待され、そして原告が12才で義兄が17才の時に義兄によってレイプされたという主張に基づいて、原告が養父および義兄に対する損害賠償請求訴訟を遂行することを法が認容するか否かということである。これらの主張は、本院における上訴人である養父および義兄によって否定されていることを明確にしておかなければならない。本件が遂行されたとしても、真実がどこにあるのかを決定するのはいかなる裁判所にとっても極めて困難なことであろうことは明らかである。何故なら、それは、30年以上前に始まり20年以上前に終わる期間に起こったと主張されている出来事を調査することであろうからである。また、養父も義兄も、いかなる実質的な損害賠償金の裁定にも応じる資力を有していないように思われることも認識されなければなら

ない。

原告の主張の概要およびこの訴訟の経過は、ピンガム控訴院判事の判決〔1992〕 Q. B. 197, 202-204) およびポッター第一審裁判官の決定のなかに収められている。私はそれらを私の判決の前置きとして繰り返すつもりはない。何故なら、私は、本件訴訟は原告が成年に達した1975年1月29日の6年後である1981年1月には出訴期限法によって訴権が消滅しており、従って遂行することは許されないという結論に達したからである。私の結論は、1980年出訴期限法第2条、第11条および第28条の解釈に基づくものであるが、これらの条項に取り掛かる前に、1939年以降の責任の限界に関する法 (the law on limitation of liability) の発展を検討することが有益であると思ふ。

1939年出訴期限法 (Limitation Act 1939) は第2条で、単純契約または不法行為に基づく訴訟は、訴訟原因発生の日から6年の期間が満了した後は提起することができないと規定していた。しかし同法は第21条で、公当局を相手取って提起される訴訟について12カ月の出訴期間を規定していた1893年公当局保護法 (Public Authorities Protection Act 1893 (56 & 57 Vict. c. 61)) によって導入された、公当局に与えられる特別な保護を存続させた。

公当局を相手取った訴訟の圧倒的多数は事故によって生じる身体傷害を理由とする訴訟であり、公当局によって侵害を被った原告が請求を起すべき期間が、原告が民間分野の何者かによって侵害された場合よりもはるかに短いということは不公正であると理解されていた。1948年1月、大法官は以下の諮問文書でこの問題を調査するために、タッカー控訴院判事 (Tucker L. J.) を委員長とする委員会を設置した。

〔(1)イングランドおよびウェールズにおける適用については1939年出訴期限法第21条によって修正され、そしてスコットランドにおける適用については1947年国王訴訟手続法第48条によって修正された1893年公当局保護法は、更に修正されまたは廃止されるべきかどうか。(2)1946年石炭産業国有化法 (Coal Industry Nationalisation Act 1946) 第49条、1947年運輸法 (Transport Act 1947) 第11条および1947年電気法 (Electricity Act 1947) 第12条において規定されている3年の期間は、上記諸規定で言及されている公当局を相手取るある種の訴訟を提起するためには、申し分のないものであるかどうか。(3)1846年致命的事故法 (Fatal Accidents Act 1846 (9 & 10 Vict. c. 93)) ならびに1939年出訴期限法第2条および第3条によって規定されている、イングランドおよびウェールズにおいてある種の訴訟を

提起するための期限について何らかの変更がなされるべきかどうか。…」

タッカー委員会は1949年6月30日に国会に報告書を提出した（1949年出訴期限に関する委員会報告書（Report of the Committee on the Limitation of Actions 1949（Cmd. 7740））。この報告書において同委員会は、同委員会が聴取した証言はほとんどすべて身体傷害を理由とする訴訟に関するものであったことを明らかにした。身体傷害を理由とする訴訟に関する限りにおいて、同委員会は以下の勧告をなした。

「(1)修正を経ている1893年公当局保護法は、全面的に廃止されるべきである（paras. 6-24, 31, 32）。(2)身体傷害に関する訴訟のための出訴期間は訴訟原因の発生から2年間とすべきであるが、裁判所はこの期間が満了した後であっても、訴訟原因の発生から6年を限度として、訴訟を提起する許可を与える裁量権を持つべきである（paras. 22, 23）。(3)（身体傷害を理由とする訴訟以外の）契約または不法行為に基づく訴訟のための出訴期間は現行の6年という期間を維持すべきである（paras. 19-21）。(4)国王ならびに国有化法およびこれに類似する国会制定法によって設立された公共企業体を相手取って提起される訴訟に関する出訴期間は、他の公当局および私人に対して適用される期間と同じとすべきである（paras. 25, 26）。」

タッカー委員会が身体傷害を理由とする訴訟に関する勧告を偶発的な事件に限定していたことは、報告書を読めば明白だと私は思う。同委員会は報告書の第23項において以下のように述べている。

「第23項 本委員会が勧告している出訴期間は、被告が公当局であろうとなかろうと、身体傷害を理由とするすべての訴訟に適用されるべきであると本委員会は考える。本委員会は、本委員会が『身体傷害』（personal injuries）という言葉を定義する必要があるとは思わない。もっとも、本委員会の勧告が立法化されるならば、定義付けがもしかしたら必要かもしれない。しかしながら本委員会は、本委員会が身体に対するトレスパス、不法監禁、悪意訴追または名誉毀損を上を範疇に含めていないが、医師を相手取ったネグリジェンスを理由とする請求のような訴訟を含めていることを明確にしておきたい。」

私は、性的虐待およびレイプについての原告の申立が、上の項で言及された身体に対するトレスパスを理由とする訴訟の範疇に該当することに疑問の余地があるとは思わない。したがって同委員会は、かかる訴訟には6年の出訴期間を適用し続けるべきであると勧告したのである。

タッカー委員会の勧告は、一つの修正を経て、政府の支持を得た議員提出法案として提出された1954年法改正（出訴期限等）法（Law Reform (Limitation of Actions, &c.) Act 1954. 以下「1954年法」と称する。）によって立法化された。タッカー委員会の提案に対する一つの修正とは、身体傷害を理由とする訴訟の出訴期間を2年とし裁判官の裁量により6年まで延長しようと規定するのではなく、期間を延長する選択肢をなくして2年よりわずかに長い3年の出訴期間を導入することが決定されたということである。それ故、1954年法第2条第1項は以下のように規定している。

「1939年出訴期限法第2条第1項（同項は、とりわけ単純契約または不法行為に基づく訴訟のための出訴期間を6年と規定している）の末尾に、以下のただし書きを挿入するものとする。-『ただし、ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反（その義務が、契約の効果により存在するか、または制定法によりもしくは制定法に基づいて定められた規定の効果により存在するか、またはいかなる契約もしくは上のようないかなる規定とは独立に存在するものであるかを問わない）を理由とする損害賠償請求訴訟については、ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反を理由として原告が請求する損害賠償金が、いずれかの者に対する身体傷害に関する損害賠償金から成り、またはかかる損害賠償金を含んでいる場合には、本項は、本項における6年に対する言及が3年に対する言及に置き換えられたものとして効力を有するものとする。』」

リタング対クーパー事件（Letang v. Cooper [1965] 1 Q. B. 232. 以下「リタング事件」と称する。）において、この新しい3年の出訴期間を回避しようとする試みがなされた。原告があるホテルの駐車場の芝生で日光浴をしていた時に、被告が自動車で原告の両足を轢いた。この事件は1957年7月10日に起きたのだが、原告は、1954年法によって規定された3年の出訴期間が過ぎている1961年2月2日になって初めて身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。この事件は明らかに、3年の出訴期間が適用されると考えられる事件であったが、3年の出訴期間内に訴訟を提起しなかったことの結果を回避しようとする試みの中で、原告の弁護士はネグリジェンスおよび身体に対するトレスパスの両方について請求をなした。この企ては第一審裁判官の面前では成功した。第一審裁判官は、被告に過失があったと判示したが更に続いて、1954年法第2条第1項の中の「ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反」という文言は身体に対するトレスパスを理由とする訴訟を含まないので、原告が請求を提

起できる期間は6年であると判示した。もしこの判決が正しいのなら、それは1954年法第2条第1項の効力を無効にしてしまったであろう。何故なら、身体傷害を理由とするすべての訴訟が、それ以降トレスパスの枠の中でなされ、従って6年の出訴期間の適用を受けることができたであろうからである。従って、控訴院が第一審裁判官の判決を破棄して、1954年法第2条第1項は原告の請求に適用され、原告の請求はそれによって訴権が消滅していると判示したのは、驚くべきことではない。

デニング記録長官判事（Denning M. R.）は、唯一の訴訟原因はネグリジェンスであり、それ故出訴期限法によって訴権が消滅していると判示することによって、この問題を解決した。彼は上記判例集の240頁において、「侵害が故意ではなく過失によって加えられた場合には、唯一の訴訟原因はネグリジェンスでありトレスパスではないと私は言いたい。」と述べた。しかしながら彼は更に続いて、241頁において、もし自分が誤っており原告が身体に対するトレスパスを理由とする訴訟原因を有していたとしても、「義務違反」という文言は不法行為法に基づくすべての義務の違反に及ぶと判示するであろうと判示した。ダンクワーツ控訴院判事（Danckwerts L. J.）は、デニング記録長官判事の上訴を認容する理由の両方に同意した。ディプロック控訴院判事（Diplock L. J.）は、申し立てられた事実からして、訴訟原因は1954年法第2条の適用範囲内のネグリジェンスの訴訟原因であり、従って出訴期間は3年であると判示した。しかし彼はまた、245頁において、「義務違反」という文言は、身体傷害を理由とする損害賠償請求を生じさせるすべての訴訟原因に適用されるものとして解釈すべきだとも判示した。貴族院への上訴の許可は与えられなかったので、この問題は本件までそのまま留まっている。

身体傷害の事件における出訴期限法の次の重大な発展は、原告がその業務の執行中に有害な埃を吸い込んだ結果自身の健康が影響を受けたことを認識するよりずっと前に肺に障害を負っていたかもしれないということがわかったことと、カートリッジ対E.ジョッピング親子会社事件（Cartledge v. E. Jopling & Sons Ltd. [1963] A. C. 758）において貴族院が、出訴期限のための期間は、原告が傷害を認識しているかどうかに関係なく、原告が傷害を負った瞬間から起算されるという判決を下したことによってもたらされた。このことは極めて苛酷なものであった。何故ならそれは、使用者のネグリジェンスまたは制定法上の義務違反の結果傷害を負った多くの者が、医療上の助言を求めた時までに彼らの請求の訴権が出訴期間満了によって消滅していたので、損害賠償金

を得ることができないということを意味していたからである。国会は、この不正義を正すために迅速に対処し、カートリッジ事件のような事件において裁判所が3年の出訴期間を延長することを可能とする1963年出訴期限法を制定した。クラーク・アンド・リンゼル『不法行為』(Clerk & Lindsell on Torts, 16th ed. (1989))の編者達が406頁9-46において正しく述べているように、「不幸にも、1963年出訴期限法の規定は余りにも複雑過ぎて、極めて正義に反する働きをした。」

従って、1963年出訴期限法は廃止され1975年出訴期限法によって置き換えられたが、1975年出訴期限法の諸規定は現在、1980年出訴期限法の一部を成しており、3年の出訴期間を延長する裁量権を裁判官が行使するための、より申し分のない根拠となっている。しかしながら、この裁量権は、1954年法第2条第1項と同一の文言を用いている1980年出訴期限法第11条第1項の適用範囲内の身体傷害訴訟に限定されている。第11条の事件に関する部分は、以下のように規定している。

「第11条第1項 本条は、ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反(その義務が、契約の効果により存在するか、または制定法によりもしくは制定法に基づいて定められた規定の効果により存在するか、またはいかなる契約もしくは上のようないかなる規定とは独立に存在するものであるかを問わない)を理由として原告が請求する損害賠償金が、原告またはその他の者に対する身体傷害に関する損害賠償金から成り、またはかかる損害賠償金を含んでいる場合には、ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反を理由とするすべての損害賠償請求訴訟に適用される。

第2項 本法の中の本条に先行する諸規定において定められた期限はいずれも、本条が適用される訴訟には適用されないものとする。

第3項 本条が適用される訴訟は、以下の第4項または第5項に従って適用される期間が満了した後には提起されないものとする。

第4項 次の第5項が適用される場合を除いて、適用される期間は、-(a)訴訟原因が発生した日、または(b)傷害を負った者の認識日が(もしその日より後であれば)その認識日から3年とする。」

第5項は、死亡した者の遺産のための訴訟を扱うものであり、本上訴には関係がない。傷害を負った者の認識の日は第14条において定義されている。

「第14条第1項 本法第11条および第12条において、ある者の認識の日に對する言及は、その者が以下の諸事実-(a)問題の傷害が重大なものであ

ること、(b)その傷害が、ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反を構成すると主張されている作為または不作為に、すべてまたは一部帰せしめうること、(c)被告の同一性、および(d)当該の作為または不作為が被告以外のある者によるものだと主張される場合には、その者の同一性および被告を相手取って訴訟を提起することを支持する付加的諸事実—を最初に認識した日に対する言及であり、ある作為または不作為が、法律問題として、ネグリジェンス、ニューサンスまたは義務違反を伴いまたは伴わなかったことの認識は無関係である。

第2項 本条の目的のためには、傷害は、認識の日を問題とされる者が、責任を争っておらずかつ判決に応じる資力を持った被告を相手取って損害賠償請求訴訟を提起することを正当化するのに十分なほどその傷害が深刻なものであると考えることが合理的であるならば、重大である。

第3項 本条の目的のためには、ある者の認識には、—(a)その者が気付くのか、もしくは確認しうる諸事実から、または(b)その者が求めるのが合理的な医学もしくはその他の適切な専門家の助言の助力を得て、その者が確認しうる諸事実から—その者が得ることを合理的に期待されえたであろう認識が含まれる。ただし、ある者が専門家の助言を得るために、(そして適切な場合には、それに基づいて行動するために)あらゆる合理的な手だてを尽くしたのであれば、その者は本項の下で、専門家の助言の助力を得てのみ確認されうる事実を認識していたものとはされない。」

本件にけおる控訴院での主要な主張は、原告が1987年8月18日に訴訟を開始した日より3年以上前に、自分が重大な傷害を被っていたことを認識していたかどうかということが中心であった。原告の主張によれば、原告は一方の被告にレイプされ、そしてもう一方の被告によってしつこく性的虐待を受けたことは認識していたが、自分が成年に達してから抱えている精神医学的問題と未成年の時に受けた性的虐待の間に因果関係がありうることを認識するまでは、損害賠償請求訴訟の手続を始めることを正当化するのに十分なほど深刻な侵害を被ったとは認識していなかった。控訴院は、かなりためらった後この原告側の主張を認めた。もしこの点に決定を下すことが必要ならば、私は控訴院に同意することが容易だと判断したはずはない。身体傷害は、1980年出訴期限法第38条において、「ある者の身体的または精神的状況を損なうことすべて」を含むと定義されており、自分がレイプされたことを認識している女性が重大な侵害を被ったことを認識していないということを認めるのは、私には極めて困難であ

る。犯罪被害補償委員会は、30年近くも前に設置されて以来、レイプの被害者に対しておよそ6,000ポンドから20,000ポンドの間の実質的な補償金を与えてきたのであり、1979年の制度拡大以来、これには家庭内での被害者も含まれている。子供を猥褻に弄ぶということ以上に出ない性的虐待はより難しい問題をもたらすが、原告の主張の幾つかは非常に深刻なので、それらを重大でないと見なすことは私は困難とせざるをえない。しかしながら、この難しい争点に決定を下す必要はないと判断する。何故なら私は被告側によってなされた最初の主張を認容するからであり、その主張は、1980年出訴期限法第11条第1項は、強制猥褻またはレイプを根拠とする訴訟原因には適用されず、この訴訟原因の出訴期間は6年であり第11条に基づいて延長されることはない、というものである。

控訴院はこの主張を極めて手短かに扱ったが、その理由は、もっともなことであるが、控訴院はリタング事件に拘束されると考えたからである。ビンガム控訴院判事は、以下のように述べている（[1992] Q. B. 197, 204-205）。

「リタング事件において控訴院（デニング記録長官判事、ダンクワーツ控訴院判事およびディプロック控訴院判事）は、ここで問題となっている文言を、故意によらない身体に対するトレスパスおよび故意による身体に対するトレスパスを根拠とする請求を含むものとして解釈した。クック判事（Cooke J.）はロング対ヘップワース事件（Long v. Hepworth [1968] 1 W. L. R. 1299）において、リタング事件における3人の裁判官の判決をこのように理解したのであり、私は、クック判事がリタング事件における控訴院の判決が彼を拘束していると判示したのと同様に、この判決が我々をも拘束していると考える。1975年出訴期限法および1980年出訴期限法はこの先例を背景として同じ文言で制定され、この先例を支持したものと理解されなければならない。たとえ先例が無くとも、私は制定法の文言の解釈のみに基づいて、クック判事と同様に、この結論に達するであろう。国会が被告側の示した区別をなそうと意図していたはずだという何らかの理由を私が知ることが出来れば別であろうが、私はそのような理由をなんら知ることは出来ないのである。私は、本件が1980年出訴期限法第11条第1項の適用範囲内の訴訟であることを確信している。」

この一節について、私は二つのコメントをしたい。私は、1975年出訴期限法および1980年出訴期限法の制定が、いかなる点においても、リタング事件判決と関係があり、またはこれを支持することを意図していたと想定することが正

しいとは思わない。1963年出訴期限法は、カートリッジ事件において直面させられた、職業病に知らないうちにかかってしまうという問題に対処するために制定されたのであり、1975年出訴期限法は、1963年出訴期限法の欠点を修正するために制定されたのである。1980年出訴期限法は、1975年出訴期限法を再制定したに過ぎない。私の見解では、本院が今直面している問題とは全く異なる問題を扱うために制定されたこれら一連の制定法によっては、1980年出訴期限法第11条第1項の正しい解釈に何の光明も投じられない。私の第二のコメントは、本院は今ではビンガム控訴院判事には許されていなかった利点を有しているということである。何故なら本院は今では、ハンサード国会議事録(Hansard)を参照することが出来るからである。〔注：Pepper v. Hart [1993] A. C. 593 参照。〕そうすれば、3年の出訴期間は私が偶発的な事件 (accident cases) と広く表現しようとするものに適用されるべきであり、レイブまたは強制猥褻といった訴訟原因を含むべきでないというタッカー委員会の助言を実現しようという思慮ある意図を持って国会が1954年法改正（出訴期限等）法第2条第1項を制定したことが明らかになる。

過失ある運転は、1954年法改正（出訴期限等）法第2条第1項の適用範囲内での訴訟原因であると判示した限りにおいては、リタング事件判決は正しかったということを私は認める。しかし、「義務違反」という文言が、当該条項の適用範囲のなかに、身体傷害を理由とする損害賠償金が請求されるすべての訴訟を含む効果を持つという、控訴院がリタング事件で判決を下したもう一つの理由には、私は同意出来ない。もしそれが起草者の意図であったならば、当該条項においてそのように述べることは極めて容易であったであろう。そうではなく、起草者は限定的な文言を用いた。起草者は当該条項を、ネグリジェンス、ニューサンスおよび義務違反を理由とする訴訟に限定し、起草者がそうした理由は、3年の出訴期間は、身体傷害を理由とする損害賠償金すなわち身体に対するトレスパス、不法監禁、悪意訴追または名誉毀損を理由とする損害賠償金が請求されるかもしれない幾つかの訴訟原因に対して適用されるべきではないというタッカー委員会の勧告を実現するためであった。レイブおよび強制猥褻が、身体に対するトレスパスの範疇に入ることに疑問の余地はない。

デニング記録長官判事は、リタング事件判決において、国会がタッカー委員会の勧告を実現しようと思図していたことを前提としようとはしなかったが、本院は今では、ハンサード国会議事録を参照することができ、タッカー委員会の勧告を実現することが国会の明白な意図であったことが分かる。この法案の

提出者であるジョン・ペイトン氏 (Mr. John Peyton) は、第二読会に提出する際、以下のように述べた。

「本法案の主要な規定は、タッカー控訴院判事の下で開かれたタッカー委員会の勧告に正確に従っている。本法案の規定がタッカー委員会の勧告と異なるのは、比較的重要でない一点のみである。」(Hansard (4 December 1953), col. 1545参照)

私が既に特定した重要でない点は、6年にまで延長することのできる2年の出訴期間に代えて、固定された3年の出訴期間とするということであった。この点はタッカー卿によって受け入れられた。貴族院の第二読会においてこの点にコメントした時、彼は以下のように述べた。

「この出訴期間については、〔タッカー〕委員会において偶発的な身体傷害事件に関する出訴期間を制限するのが適切な方針だという結論に達した時に、その期間を2年とすべきか3年とすべきかについて意見の相違があったことを私が本院で述べても、私は何か秘密を暴露しているとは思わない。私は、裁判官室において裁量を行う権限を裁判官が有する2年の出訴期間が受け入れられたことは、上の二つの見解の間の妥協を意味していたのであり、この妥協がなければ同委員会が全員一致の報告書を出すことはなかったはずであると思う。—そして全員一致の報告書を得ることは常に価値があるのである。私はこの問題について断固たる見解を持っていないが、私はある固定された期間が望ましいと思う。」(Hansard (25 May 1954), col. 825参照)

たとえハンサード国会議事録を参照しなくとも、私自身、義務違反を意図的な暴行を含むものとして解釈するはずはない。ネグリジェンスおよびニューストランスと並んで置かれているこの文言は、他の者のいずれかの権利を侵害してはならないという義務ではなく、身体傷害を引き起こしてはならないという注意義務の違反を意味している。もし私がある婦人を家に招待したならば、人はその家屋が安全であることに注意を払う義務について当然考えるであろうが、彼女をレイプしてはならないという義務について本当に考えるであろうか。しかし、たとえそうであっても、本法案が提案された際の文言は、身体に対するトレスパスに関する出訴期間は3年に短縮されるべきでなく6年のままとすべきであるというタッカー委員会の勧告の実現が意図されていたということを、私に対して疑問の余地なく明らかにしている。1954年法改正(出訴期限等)法第2条第1項の文言は、私の見解では、この意図を実施するものであり、本件に

において本院がかかわっているような意図的な暴行の事件は、1954年法改正（出訴期限等）法第2条第1項の適用範囲内の義務違反を理由とする訴訟ではない。

1954年法改正（出訴期限等）法第2条第1項の文言は、変更されずに、1975年出訴期限法の中に、そしてその後1980年出訴期限法第11条第1項の中に取り入れられており、そこでは1954年法改正（出訴期限等）法が持っていたのと同じ意味を持っていなければならない。

従って、両被告に対する原告の訴訟原因は、6年の出訴期間に服する。この期間は、原告が未成年の間は進行しなかったが、成年に達した時に開始した（1980年出訴期限法第28条参照）。この期間は本件の訴訟手続において原告が訴訟を提起した何年も前に満了している。この期間を延長する規定は存在せず、従って原告の訴訟は出訴期限法によって訴権が消滅しており、遂行することはできない。これらの理由から、私は本上訴を認容する。

第2 解 説

1 出訴期限法についての概説⁽¹⁾

出訴期限法は高度にテクニカルな領域であると言われている⁽²⁾。ここでは、イギリス出訴期限法の根底にある考え方と基本原則について、便宜のため若干述べておく。

そもそも、訴えを提起することのできる時間に制限を設けることの正当化理由として、以下のような説明がなされている⁽³⁾。まず第一に、被告になりうる者に対する配慮である。つまり、訴えられる可能性が無限に継続することは、被告になりうる者にとって不公正であると考えられるからである。この点で、出訴期限法は時として「安心の法(statutes of peace)」と呼ばれる。第二の理由は、より客観的な観点に着目する。つまり、時間的制限が必要なのは、時の経過により証人の記憶が薄れ書面等の証拠が失われることにより、請求の立証がより困難となるからである。そして、第三の理由は、原告となりうる者の行動

(1) 一般的には、矢頭敏也「イギリスの出訴期限法」、比較法研究、22号(1961)、八木保夫「イギリスの除斥期間論」、法律時報55巻3号(1983)、身体傷害を理由とする訴えに関しては、矢頭敏也・佐野隆「じん肺訴訟と出訴期限—イギリスの立法と判例を中心に」、法律時報61巻13号(1989)参照。

(2) Andrew McGee, Limitation Periods, 1990, Sweet & Maxwell, 前文。

(3) Ibid., p. 15, Terence Prime, Gary Scanlan, The Modern Law of Limitation, 1993, Butterworths, p. 1.

に関連する。つまり、権利を有している者が迅速にその権利を行使しないのであれば、その者の権利を失わせるのが正しいと考えられているからである。

以上の理由から導き出される訴えの提起に関して時間的制限を課するという考え方は公正で例外の認められないものと考えられている。ところが、イギリスにおいては、狭義のコモン・ローは、訴えの提起が遅れたことで訴えを提起することができなくなる一般的な原則を発展させなかった。この点において、コモン・ローとエクイティー（衡平法）とでは状況は異なる。エクイティーは、懈怠(laches)という柔軟性に富む法理を発展させた。このもとでは、訴えの提起に不合理な遅れがある場合には、訴えの提起が認められなくなる。

エクイティーとコモン・ローとの間に生じたギャップ、すなわち、エクイティーでは不合理な遅れによって訴えを提起しえなくなるのに対して、コモン・ローではそうでないことによって生じるギャップを埋めるために、様々な状況に応じて時間的制限を課す制定法が制定された。その最初のものが、1623年出訴期限法(Limitation Act, 1623)であり、その後、種々様々な制定法⁽⁴⁾によって出訴期間が定められた。したがって、コモン・ローには出訴期間を制限する原則はなく、コモン・ローに関する出訴期限の法則はすべて制定法によって作りだされたものである。そのため、エクイティー上の懈怠が適用される場合を除いて制定法に出訴期限に関する規定がない場合には、訴えを提起すべき期間が定められていないことになる。もっとも、現在では、制定法により出訴期限が広範囲にわたって課されているので、コモン・ロー上の出訴期限は存在しないという原則があてはまる場合はきわめてまれである。

既に示したように、イギリス法では、個々の制定法によって出訴期間が断片的、個別的に定められていたが、そのような状況は決して望ましいものではなかった。そこで、1936年に出訴期限に関する報告書⁽⁵⁾が出された。その中で、現代の合理的な出訴期限法が基づくべき以下の三つの一般原則が示された。

- (a) 多種多様な訴訟原因(cause of action)によって変わる出訴期間は本質的に望ましくない。可能なかぎり、ほとんどの訴訟方式に適用可能な単一の出訴期間を課すべきである。

(4) 代表的なものとして、Civil Procedure Act 1833, Real Property Limitation Act 1883, Real Property Limitation Act 1874, Public Authorities Protection Act 1893など。

(5) Fifth Interim Report on Statutes of Limitation, Law Revision Committee, (1936) Cmd. 5334.

- (b) 出訴期間は、訴訟原因が発生する時から進行すべきである。
- (c) イギリス法は、出訴期間の満了は実体的な権利を消滅させるのではなく、救済方法 (remedy) を妨げる、という前提をとるべきである。

このように示された原則を反映する形で1939年出訴期限法 (Limitation Act 1939, 以下「1939年法」と呼ぶ) が制定され、それまでのパッチワーク的な出訴期限法にとってかわった。この基本法は、数度の改正をへて、現行の1980年出訴期限法 (Limitation Act 1980, 以下「1980年法」と呼ぶ) に至った。

以上見てきたような歴史的背景のある出訴期限法の特徴として次の三点が指摘できる。

- (a) 訴訟原因が異なると出訴期間が異なる。つまり、出訴期間の長さは訴訟原因によって定まる。
- (b) 出訴期間の起算点、つまり、出訴期間が進行し始める時は、訴訟原因の発生する時である。
- (c) 出訴期間満了の効力は、ごく限られた例外を除いて、原則として救済方法を妨げるものであって、権利を消滅させるものではない。

これらの特徴のうち、特に(a)および(b)から、イギリスの出訴期限法のもとは、訴えを提起する原因となった損害の型、すなわち、訴訟原因によって、出訴期間の長さおよび出訴期間の起算点が異なる。つまり、訴訟原因の違いによって訴えの提起ができなくなる最終的な時間制限が変わる。

このことから、スタビングズ事件では、原告が主張している損害がいかなる類型の不法行為によって与えられたものが問題となった。別言すれば、原告が主張している損害は1980年法第11条第1項の適用を受けるのか、あるいは、同法第2条の適用を受けるのかが問題となった。

2 スタビングズ事件判決の理論構造

グリフィス貴族院判事の判決は以下のような理論構造を有しているといえる⁽⁶⁾。

- (i) 1954年法改正 (出訴期限等) 法第2条第1項によって初めて登場した「義務違反」という文言は、身体傷害を理由とする損害賠償金が請求されているすべての訴訟を同条の適用範囲の中を含む効力を有するものではなかった⁽⁷⁾。

(6) Rodney Nelson-Jones, Frank Burton, Personal Injury Limitation Law, 1994, Butterworths, p. 394.

(7) [1993] A. C. 498, 507B-C.

- (iii) ネグリジェンスおよびニューサンスと並んで置かれている「義務違反」という文言は他の者のいずれの権利をも侵害してはならないという義務ではなく、身体傷害を引き起こしてはならないという注意義務の違反を意味している。その文言は故意による暴行を含むものとして解釈されるべきではない⁽⁸⁾。
- (iii) 法文の起草者は限定的な文言を用いた。起草者は当該条項を、ネグリジェンス、ニューサンスおよび義務違反を理由とする訴訟に限定した⁽⁹⁾。
- (iv) 起草者がそのような限定的な文言を用いた理由は、3年の出訴期間は、身体傷害を理由とする損害賠償金、特に、身体に対するトレスパスおよび不法監禁を理由とする損害賠償金が請求されるかもしれない幾つかの訴訟原因に対して適用されるべきではないというタッカー委員会の勧告を実現するためであった。このことはハンサード国会議事録を参照することで明らかになる⁽¹⁰⁾。
- (v) レイプおよび強制猥褻は身体に対するトレスパスのカテゴリーに入る⁽¹¹⁾。したがって、本件は、1980年法第11条ではなく、同法第2条の6年間の時間制限の適用を受ける。
- (vi) 6年間の出訴期間は、1980年法第28条により原告が未成年の間は進行を開始しないが、原告が成年に達した1975年1月29日から進行する。したがって、原告の訴えは1981年1月に出訴期限法により訴権が消滅している⁽¹²⁾。

3 評 釈

(1) アンドリュウ・マッギーの評釈⁽¹³⁾

マッギーは、グリフィス貴族院判事の判決を驚くべき結論であるとする。すなわち、Letang 事件判決⁽¹⁴⁾で示された現行の1980年法第11条における「義務違反」には故意によるトレスパスと故意によらないトレスパスの双方が含まれるという見解は、四半世紀にわたって有効な法であるとみなされていたにもかかわらず、グリフィス判事は、制定法の解釈の際には立法趣旨を考慮に入れることを認めた最近の貴族院判決⁽¹⁵⁾に従って、現行法の起源となるタッカー報告

(8) Ibid., 508B.

(9) Ibid., 507C-D.

(10) Ibid., 507D.

(11) Ibid., 507E.

(12) Ibid., 501H, 508E.

(13) Andrew McGee, "Trespass and Limitation", (1993) 109 L. Q. R. 356.

(14) Letang v. Cooper [1965] 1 Q. B. 232.

(15) Pepper (Inspector of Taxes) v. Hart [1993] A. C. 593.

書⁽¹⁶⁾から、1980年法第11条における義務違反には故意によるトレスパスは含まれないと判示したからである。

そして、マッギーは、この判決から奇妙な結論が生じると指摘する。まず、故意によるトレスパスは通常不法行為に基づく訴えに適用される6年間の出訴期間が適用されるので、3年間の出訴期間の適用を受ける故意によらないトレスパスよりも利点があるとする。しかしながら、正に本件判決で示されたように、不利益を被る場合を挙げる。つまり、1980年法第2条における不法行為に基づく訴えに対しては、同法第33条に規定されている、出訴期間の満了にもかかわらず訴えの提起を認める裁判所の裁量権の行使が許されないからである。この不利益に対して、マッギーは、1986年隠れた損害法（Latent Damage Act 1986、以下「1986年法」と呼ぶ）⁽¹⁷⁾による解決の可能性を探る。しかし、同法制定当時、故意のトレスパスは1980年法第11条の適用を受けると考えられていたので、1986年法の起草者が故意のトレスパスを理由とする訴えを同法の適用範囲内にあると考えたとは思えないという難点を示す。そして、故意によるトレスパスと故意によらないトレスパスを区別したスタビングズ事件判決により生じる変則（anomaly）を次のように指摘する。1954年当時は、身体傷害を理由とする訴えの出訴期間は通常不法行為の出訴期間よりも短く、しかも、現在認められているような裁判所の裁量権も存在していなかったため、故意によるトレスパスを3年間の出訴期間が適用される訴えのカテゴリーに含めないことが正当化された。ところが1963年に出訴期間の延長を許す裁判所の裁量権が認められた⁽¹⁸⁾ことにより、正当性が弱められた。つまり、現行の1980年法第33

(16) Report of the Committee on the Limitation of Actions (1949) Cmd. 7740.

(17) 同法は身体傷害を含まない隠れた損害を理由とする訴えに対する出訴期間を規定している。

(18) “The judicial discretion to extend that period was introduced by the Limitation Act 1963,…” ((1993) 109 L. Q. R. 356, 357) とマッギーは記しているが、より正確には、現行1980年法第33条における裁判所の裁量権の行使により出訴期間満了後の訴えの提起を許す規定の起源は、1975年出訴期限法（Limitation Act 1975）第1条である。1963年出訴期限法（Limitation Act 1963）により導入された考え方は、現行1980年法第11条第4項および同法第14条に示されている身体傷害を被ったことを知った時から起算される期間に関する規定の原形であった。しかし、1963年法の下では新たに認められた期間は12か月（同法第1条）にすぎず、またそれも裁判所の許可（leave）（同法第2条）のもとで許された。新たに認められた期間が、現行法と同じ3年となったのは、1971年法改正（雑規定）法（Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1971）

条のもとで、通常不法行為に適用される 6 年を越えても訴えの提起が許される。この理由だけからも、貴族院は 1980 年法第 11 条を故意によるトレスパスを理由とする訴えを含むものと解釈すべきだとする。さらに、マッギーは、1986 年法の制定が状況を一層複雑なものにしたという。つまり、同法には、身体傷害の場合には認められている出訴期間を延長する裁判所の裁量権が認められていないからである。このような状況で、1949 年の委員会勧告や議員発言に依拠することは、イギリス法の中でも非常に複雑でテクニカルな分野を発展させる最も合理的な方法であるとは思えないと批判する。

(2) マイケル・A・ジョーンズの評釈⁽¹⁹⁾

まず、ジョーンズは、先に示したマッギーのスタビングズ事件判決から奇妙な結論が生じるという見解が、正しい指摘であるとする。その上で、1986 年法によって問題を解決することはできないと考える。その理由を次のように説明する。1986 年法は、身体傷害を理由とする請求を通常は生じさせる状況で単に財政的損失を被る原告⁽²⁰⁾には役立つ場合もあるが、故意による暴行の犠牲者である原告には役立たない。何故なら、そのような暴行は、1986 年法が規定する「ネグリジェンスによる損害を理由とする請求」にはあたらないからである。また、同法の規定は契約上の義務違反には適用されないことはすでに判示されている⁽²¹⁾とする。

さらに、ジョーンズは、スタビングズ事件判決から生じる変則は、暴行の犠牲者と事故の犠牲者という不自然な区別にとどまるものでないと指摘する。その一例として、故意による暴行の犠牲者が死亡した場合を挙げる。つまり、その犠牲者が死亡した場合、その者の被扶養者は 1976 年致命的事故法 (Fatal Accidents Act 1976) 第 1 条の適用を受け、被扶養者の請求は、1980 年法第 12 条の適用を受ける。そこでは、出訴期間は、犠牲者の死亡した時あるいは被扶養者が事実を認識した時から起算される 3 年となり、さらに、1980 年法第 33 条

の制定によりもたらされた。また、裁判所の許可が不要になったのは 1975 年のことであった。

(19) Michael A. Jones, "Accidental Harm, Intentional Harm and Limitation", (1994) 110 L. Q. R. 31.

(20) その例として、不妊手術が失敗したために誕生した子の養育費の請求が挙げられている。

(21) Iron Trade Mutual Insurance Co. Ltd. v. J. K. Buckenham Ltd. [1990] 1 All E. R. 808; Société Commerciale de Réassurance v. ERAS (International) Ltd. [1992] 2 All E. R. 82.

に規定されている出訴期間を延長する裁判所の裁量権の対象となる。このことから、被告は、原告の生死のいずれかによって、まったく異なる出訴期間にさらされることになる。他方で、故意による暴行と事故との区別は、1934年法改正（雑規定）法（Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1934）による死者の遺産のための請求には影響を与えない。何故なら、そのような請求は1980年法第12条ではなく、同法第11条第5項の適用を受け、出訴期間は暴行の時から6年間となるからである。

次に、ジョーンズは、医療過誤事件に及ぼす問題点を指摘する。医師が患者の同意なしに手術を行なえば暴行にあたる場合があるが、医療過誤の事件で請求がネグリジェンスに基づく場合と身体に対するトレスパスに基づく場合とでは、何故異なる出訴期間とならなければならないのかと疑問を呈する。

ジョーンズは、このような問題点が、40年以上も前に報告を出した委員会の意図を見抜こうとする試みから生じると批判する。そして、タッカー委員会以降現在に至るまで出訴期限法に関してよかれと思ってなされた善意の（well-intentioned）勧告をなした数多くの法改正のための組織があったにもかかわらず、いまだに出訴期限法が正しい状態になっていないことが悲劇であるとする。

4 おわりに

現行出訴期限法の出発点となった1939年法の制定以来、数多くの改正がなされている。主要なものとして、1954年、1963年、1971年、1975年、1980年、1986年、1987年の改正を挙げることができる。

1954年の改正では、スタビングズ事件判決の中でも示されているように、公当局を相手方とする訴訟に適用される短期の出訴期間を他の訴訟に適用される期間と同じ長さにする点と、身体傷害を理由とする訴訟の出訴期間を6年から3年に短縮するものであった。前者の改正は、原告となりうる者にとって当然有利に働く。後者の改正には、身体傷害を理由とする訴訟においては主張の立証を証人の記憶に頼ることが多いため短期の出訴期間が望ましいという正当化理由があった。ところが判決において示されたように Cartledge 事件判決⁽²²⁾によって、当時の規定に不備があることが明らかになった。そこで、1963年の改正がなされ、身体傷害を被ったことを認識した時から進行を開始する期間が認められた。そして註(18)の後半で示したように、原告となりうる者にとっての障害は1971年、1975年の改正によって取り除かれた。さらに、1975年の改正で

(22) Cartledge v. E. Jopling & Sons Ltd. [1963] A. C. 758.

は、現行1980年法第33条の原形が導入されることで、身体傷害を理由とする訴えの原告となりうる者にとってはるかに有利な状況となった。これらの改正をまとめて一つにしたのが1980年法であった。しかし、Pirelli 事件判決⁽²³⁾によって、身体傷害を含まない事件であっても Cartledge 事件において示されたのと類似の不合理が生じることが明らかになった。この問題を解決するために1986年法が制定された⁽²⁴⁾。(1987年の改正は製造物責任に関する規定。)

以上のような経緯を考慮に入れると、マッギーの指摘する通り、法改正を生じさせた数多くの問題点を考慮に入れずになされた勧告に依拠して法文を解釈することは賢明な方法であるとは思えない。しかし、貴族院が、1963年の Cartledge 事件判決および1983年の Pirelli 事件判決によって示されたように、問題点の残る判決を出すことで制定法による改正を望んでいるのであろうかどうかは、うかがい知る限りではない⁽²⁵⁾。

たしかに、本件原告の請求の根底にあるのは、身体に対する故意によるトレスパスである。しかし、原告の主張が真実であれば、原告が現在被っている精神的状態を、身体傷害か否かという視点ではなく、新たな観点からの出訴期限法の検討を要請する要因としうるのではないか。

いずれにしても、本判决は、1980年法第11条第1項の義務違反には故意によるトレスパスは含まれないという点を明確にただけで、マッギーおよびジョーンズが指摘するように多くの変則を生じるとになる。したがって、出訴期限法への新たな問題を提起した判決であると思われるのである。

(23) Pirelli General Cable Works v. Faber (Oscar) & Partners [1983] 2 A. C. 1.

(24) 佐野隆「ネグリジェンスにおける一般的傾向および制限的側面」早稲田法学会誌、第43巻（1993）参照。

(25) Cartledge 事件判決および Pirelli 事件判決は、それぞれの判決の中で、判決自体の問題点を指摘している。スタビングズ事件判決では、そのようなことは述べられていない。